

8年 8月 6日

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課（保険年金）に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]

8年8月6日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課（保険年金）に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]

8年8月6日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課（保険年金）に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]

8年8月6日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課（保険年金）に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]

8年8月6日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課（保険年金）に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]

8年8月6日

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、区役所窓口サービス課（保険年金）に保管していますので該当者は申し出てください。

[illegible]